

○岡山市歯と口腔の健康づくり条例

平成24年9月28日

市条例第62号

(目的)

第1条 この条例は、歯と口腔の機能が人の全身の健康を維持増進する上で重要な役割を果たしていることにかんがみ、本市の歯と口腔の健康づくりに関する施策の基本理念を明らかにするとともに、市の責務等、歯と口腔の健康づくりのために講ずべき施策の基本となる事項を定めることにより、本市の歯と口腔の健康づくりのための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康の増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 歯及び口腔の機能を維持し、健康を保持するためには、日常生活において歯科疾患を予防するとともに、それを早期に発見し、及び早期に治療することが重要であることから、本市の歯と口腔の健康づくりに関する施策は、歯と口腔の健康づくりに関し、市民の生涯にわたっての自主的な取組みを促進させるものであるとともに、保健、医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策と有機的に連携させ、乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔及びその機能の状態並びに歯科疾患の特性に応じ、適切かつ効果的に講じられるものでなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりに関し、総合的な施策を定め、それを計画的に実施し、及び適宜、検証する責務を有する。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりに関する知識の理解を深めるとともに、自身の歯と口腔の健康づくりに自ら積極的に取り組むよう努めなければならない。

(保健、医療、福祉、教育等の関係者の役割)

第5条 保健、医療、福祉、教育等に関係する者（以下「保健医療等関係者」という。）

は、基本理念にのっとり、市民の歯と口腔の健康づくりを推進するとともに、他の保健医療等関係者との連携及び互惠を図って歯と口腔の健康づくりに関する活動を実施するよう努めなければならない。

（歯科医療従事者の役割）

第6条 保健医療等関係者のうち、歯科医療従事者（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他歯科医療又は歯科保健指導に従事する者をいう。以下同じ。）は、基本理念にのっとり、前条に定めるもののほか、市が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策及び保健医療等関係者（歯科医療従事者を除く。以下この条において同じ。）が実施する歯と口腔の健康づくりに関する活動に協力するとともに、市及び保健医療等関係者との連携を図って自己の歯と口腔の健康づくりに関する活動を実施するよう努めなければならない。

（事業主の役割）

第7条 事業主は、基本理念にのっとり、自己の従業員に対し、歯科検診及び歯科保健指導を受ける機会を供与するとともに、自己の従業員に対する歯と口腔の健康づくりに関する取組みを推進するよう努めなければならない。

（歯と口腔の健康づくりに関する基本計画）

第8条 市長は、市民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、歯と口腔の健康づくりの施策に関する基本計画（以下「歯科保健基本計画」という。）を定めるものとする。

2 歯科保健基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- （1） 歯と口腔の健康づくりに関する基本方針
- （2） 歯と口腔の健康づくりに関する目標数値
- （3） 前2号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的な推進を図るために必要な事項

3 市長は、歯科保健基本計画を定めようとするとき又は変更しようとするときは、あらかじめ、市民及び保健医療等関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、第12条に規定する岡山市歯と口腔の健康づくり推進協議会の意見を聴かなければならない。ただし、変更しようとする内容が軽微なものにあつては、この限りでない。

- 4 歯科保健基本計画は、市の定める健康増進計画その他市民の健康増進に関する計画との調和が保たれるものでなければならない。
- 5 市長は、歯科保健基本計画を定めたとき又は変更したときは、これを速やかに公表しなければならない。
- 6 歯科保健基本計画は、市が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策の進捗状況等を踏まえ、おおむね5年ごとに見直しを行うものとする。

(基本的施策の実施)

第9条 市長は、歯科保健基本計画に基づく基本的施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 歯と口腔の健康づくりの推進に資する調査研究並びに情報の収集及び提供に關すること。
- (2) 保健医療等関係者との連携体制の構築に關すること。
- (3) 市が実施する母子歯科保健事業、学校歯科保健事業、成人歯科保健事業、高齢者歯科保健事業、産業歯科保健事業その他歯科保健に關する施策との連携に關すること。
- (4) 乳幼児、障がいのある者、要介護者、妊婦その他特別の配慮を要する者の歯と口腔の健康づくりの確保に關すること。
- (5) ^{はちまるにいまる}8020健康長寿社会(80歳で自らの歯を20本以上保つ取組みを通じ、健康及び長寿を保つことのできる社会をいう。)の推進に關すること。
- (6) 歯と口腔の健康づくりに關する普及啓発に關すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりの推進を図るために必要な事項に關すること。

(財政上の措置)

第10条 市長は、歯と口腔の健康づくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(公表)

第11条 市長は、別に定めるところにより、本市の歯と口腔の健康づくりに関する施策の実施状況について公表しなければならない。

(岡山市歯と口腔の健康づくり推進協議会の設置及び組織)

第12条 本市の歯と口腔の健康づくりに関し、必要な調査審議等を行わせるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、岡山市歯と口腔の健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 歯科保健基本計画に関すること。
- (2) 本市の歯と口腔の健康づくりに関する施策の実施状況の評価に関すること。
- (3) 保健医療等関係者間の相互理解、連携及び協働の推進に関すること。
- (4) その他歯と口腔の健康づくりに関する施策に関すること。

3 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

4 委員は、市民、保健医療等関係者、学識経験者、関係行政機関の職員その他適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 協議会に、会長及び副会長を置く。

8 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

9 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

10 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の運営)

第13条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 前4項までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って、別に定める。

附 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。